

訪問サービス事業所  
通所サービス事業所  
居宅介護支援事業所

} 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

地域支援担当課長

丹田 智美

認知症支援・介護予防センター所長

宮永 敬市

介護予防・日常生活支援総合事業のリーフレット配布及びサービス内容について（通知）

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力いただきお礼を申し上げます。

本市では平成27年度介護保険制度改正に伴い、平成28年10月から介護予防・日常生活支援総合事業において要支援1・2の方等を対象とした「予防給付型」及び「生活支援型」のサービスを実施しています。

平成30年4月1日施行の介護保険法改正により、今後高齢者が地域において健康で自立した生活を送るために、「自立支援」、「重度化防止」の視点で介護予防に取り組むことが示されました。

このため今後、より一層「自立支援」、「重度化防止」に向けた効果的なケアマネジメントによる適切なサービスを提供しながら、利用者が自立した生活を送れるよう支援することが求められます。

つきましては、介護予防・日常生活支援総合事業のリーフレットを改訂いたしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 主な内容

## (1) 訪問型サービスについて 〈リーフレット P. 2〉

ア 生活支援型については、民間企業やNPO法人などの多様な主体が行う掃除・洗濯などの生活援助であること。(利用者の自己負担が予防給付型より軽減される)

イ 予防給付型については、掃除・洗濯などの日常生活上の支援(生活援助)だけでなく、入浴・排せつなどの介助(身体介護)も必要な方を対象とした、専門職である介護事業者が提供するホームヘルプサービスであること。

## (2) 通所型サービスについて 〈リーフレット P. 2〉

ア 生活支援型については、民間企業やNPO法人などの多様な主体が行う2～3時間のデイサービスであること。(利用者の自己負担が予防給付型より軽減される)

イ 予防給付型については、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを必要とする方を対象とした、専門職である介護事業者が提供する、デイサービスであること。

## (3) 短期集中予防型(サービスC)について 〈リーフレット P. 3〉

訪問と通所を組み合わせた、リハビリ専門職による短期間(約3ヶ月間)の集中的な支援。

## 2 添付

介護予防・日常生活支援総合事業リーフレット

【問い合わせ先】地域福祉推進課 担当：小車・河田 電話 093-582-2060

(3)については 認知症支援・介護予防センター 担当：肥塚・古野 電話 093-552-8765